

## 美鳩幼稚園の「新制度」移行について

美鳩幼稚園は、これまで「私学助成」を受けて幼児教育を実施してきたが、令和8年度より子ども・子育て支援「新制度」に基づく「施設型給付」を受ける教育施設に移行したいとの運営法人の意向が示された。

安定的に経営されることが望ましいため、「子ども・子育て支援法」第31条に基づき、市長による確認に向けた手続きを次のとおり進める。

### 1. 新たに「施設型給付」を受ける幼稚園

名 称：学校法人飛騨学園 美鳩幼稚園  
住 所：高山市下林町353番地  
園 長：岩田 昌弘  
利用定員：105名

### 2. スケジュール

令和7年8月 高山市こども未来推進委員会の意見聴取  
令和7年11月 高山市による確認→告示（美鳩幼稚園へ通知）  
令和8年2月 岐阜県への利用定員の届出  
令和8年4月 「新制度」への移行

### 3. 制度比較

		位置付け・役割	施設の認可・指導監督等	財政措置
新制度	「施設型給付」を受ける幼稚園	○学校教育を提供する機関 ○市町村計画で把握された「教育ニーズ」に対応	○都道府県が認可・指導監督 ○「給付の対象施設」として市町村が確認・指導監督	○「標準時間」に対応する「施設型給付」 ○私学助成（特別支援教育等）
現行どおり	「施設型給付」を受けない幼稚園	○学校教育を提供する機関	○都道府県が認可・指導監督	○私学助成（一般補助、特別支援教育等） ○幼稚園就園奨励費

「私立幼稚園の新制度への円滑移行について（こども家庭庁）」から抜粋

### 4. 備考

- 「子ども・子育て支援事業計画」に定める「量の見込み」に変更なし
- 美鳩幼稚園が受ける財政支援の区分が変わるので、利用者への影響なし
- 市内では、平成29年度より高山短期大学付属幼稚園が「新制度」に移行済

(参考)

### 子ども・子育て支援法（抄）（平成二十四年法律第六十五号）

①地域の保育サービスや各種子育て支援事業の需要（ニーズ＝量の見込み）と供給をマッチさせるための「子ども・子育て支援事業計画」を定めることを義務化  
→高山市では、「こども未来計画」と一体（別添）により策定

②「子ども・子育て支援法」に基づく「新制度」の対象として、運営費の公費助成（施設型給付）を受けるため、市町村の定める運営基準を満たしていることを市町村が「確認」した幼稚園や保育園などのこと

#### （特定教育・保育施設の確認）

第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。第五十八条の九第二項、第三項及び第六項、第六十五条第四号及び第五号並びに附則第七条において同じ。）及び公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。第五十八条の四第一項第一号、第五十八条の九第二項並びに第六十五条第三号及び第四号において同じ。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

- 一 認定こども園 第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
  - 二 幼稚園 第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分
  - 三 保育所 第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならぬ。
- 3 (略)

③市町村が特定教育・保育施設の利用定員を定めて「確認」する時は、合議制の機関（高山市の場合は、こども未来推進委員会）の意見を聞くことが法で定められている。「子ども・子育て支援事業計画」の策定や変更時も同様